



最高裁秘書第4006号

平成28年12月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（情）諮問第14号

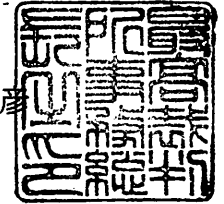
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成28年12月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成28年12月14日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）が、司法行政文書不開示通知書の記2において、「東京高裁が平成28年6月21日付で岡口基一裁判官を口頭注意処分した際に作成した文書」について、「作成又は取得していない」とした判断に対し、平成28年9月23日の岡口基一裁判官のツイッターに、「俺の処分の時に作られた膨大な資料は廃棄されずに保存されているだろうか・。ダビデエプロン画像の拡大コピーなど」と書かれていることから、原判断庁が本件対象文書を作成していたことは明らかである旨主張しているが、原判断庁による判断は、相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

東京高裁が平成28年6月21日付で岡口基一裁判官を口頭注意処分した際に作成した文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、平成28年8月2日付けで不開示（作成又は取得していない旨）の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断庁は、岡口基一裁判官に対し、平成28年6月21日付けで下級裁判所事務処理規則第21条に基づく口頭注意を実施し、その旨を公表しているところ、(1)の開示申出の対象文書は、原判断庁が平成28年6月21日付けで岡口基一裁判官に対し実施した口頭注意に係る意思決定に関する文書と考えられる。

イ 原判断庁では、平成28年6月21日付けの岡口基一裁判官に対し実施した口頭注意の意思決定に関して、作成又は取得した文書はないとのことであり、申出内容に対応する対象文書が存在しない以上、原判断は相当である。